



2020年5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト
住 所 東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁
(コード番号：3928)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 小 出 孝 雄
TEL. 03-6864-4261

譲渡制限付株式としての新株式発行の失権に関するお知らせ

当社は、2020年4月24日付「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」でお知らせいたしました、譲渡制限付株式としての新株式発行について、以下の理由により割当予定株式の全株が失権となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要（2020年4月24日の開示内容）

(1) 払込期日	2020年5月22日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 76,000株
(3) 発行価額	1株につき703円
(4) 発行総額	53,428,000円
(5) 割当予定先	取締役 4名 76,000株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 失権の理由

当社は、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として2020年3月11日に「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表し、2020年3月26日に開催された株主総会において承認されました。その後、譲渡制限付株式報酬制度の具体的な内容について検討し、2020年4月24日に取締役会で発行決議をし、「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」として公表しました。

しかしながら、発行決議後に譲渡制限付株式を割り当てるに際し、取締役会で決議いたしました「対象取締役が、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する時までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない」としていた譲渡制限の条件について、申込期限である2020年5月21日に、対象取締役より、退職時まで譲渡制限が解除されないことを内容とする発行条件が、中長期的な当社へのコミットを阻害する可能性があるとの理由で、今回は申し込みを見送りたい旨の申し出がありました。この申し出に対し、取締役会にて改めて協議した結果、今回は対象取締役に対する譲渡制限付株式としての新株式発行の条件等について、再度検討する事を決議いたしました。

そのため、新株式発行を決定した時点において割当予定であった取締役4名が割当を辞退することとなり、割当予定株式全数が失権することとなりました。

3. 今後の見通し

今後、当社において譲渡制限の解除条件も含めて、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の具体的な内容を再度検討し、改めて取締役会において決議する予定です。

また、本件による2020年12月期の業績予想の変更はありません。

以 上